グループホームひなぎく

認知症対応型共同生活介護事業 · 介護予防認知症対応型共同生活介護事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淳邦会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所 及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という)の運営及び 利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が共同生活において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立して 日常生活を営むことができるように努める。
 - 2 事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・ 医療・福祉サービスの密接な連携を図り、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努 めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 一 名 称 グループホーム ひなぎく
 - 二 所在地 岡山県倉敷市福田町福田281

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一管理者 1名(常勤) 事業所業務を統括する。
 - 二 介護職員 12名以上(うち常勤10名以上)

利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう介護その他の世話及び機能訓練を行う。

三 計画作成担当者 1名以上(介護支援専門員資格保有者)(常勤)

利用者に応じた援助目標に基づく認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を作成する。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営上必要があるときは、定員外の職員または臨時職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 入居定員は、18名とする。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

- 第6条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりと する。
 - 一 日常生活の援助
 - 二 健康状態の確認
 - 三 相談、助言等に関すること
 - 四 行政機関に対する手続き等の代行

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

- 第7条 当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の 利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は その一割の額とする。
 - ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - 一 食材料費 1日につき1,000円

外泊等により欠食の場合次のように減算する。ただし、前日までの申し出に限る。

朝食:200円 昼食:370円 夕食:430円

二 居 住 費 1月につき45,000円 (生活保護受給者は住居扶助の上限まで。)

月の中途に入居の場合、日割り計算とする。

月の中途に退居の場合については、15日以上居住した時は1ヶ月分全額負担と し、15日未満の時は半額とする。

三 共 益 費 1月につき15,000円

月の中途に入退居の場合、日割り計算とする。

四 その他の日常生活費

理美容代 実費 おむつ代 実費 個人の嗜好品 実費

電気代(居室で使用) 1品目につき1日50円

ケーブルTV配線使用料(居室でTV使用の場合) 1ヵ月400円

- 五 入居に際しては、預り金100,000円を徴収し、退居時に精算するものとする。 ただし、明らかに入居者による施設設備の破損が認められる場合には、適正な金額を提示した上で、預り金から当該金額を差し引いて精算する。
- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族 に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(入退居にあたっての留意事項)

第8条 入退居にあたっての留意事項は次のとおりとする。

一 来訪・面会 来訪者は面会時間(7時~19時)を遵守し、必ずその都度職員に届け出ること。 面会時間以外の面会を希望する場合は、予め事業所に連絡し、許可を受ける こと。

来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得ること。

- ニ 外出・外泊 利用者が家族等と外出・外泊をする場合には、必ず行き先と帰宅時間を職員 に申し出ること。
- 三 居室・設備・器具の利用 事業所の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用し、これ に反した利用により破損等が生じた場合は賠償を求めることがある。
- 四 喫煙・飲酒 決められた場所以外での喫煙は禁止。飲酒は、他の利用者の迷惑にならない ように留意すること。
- 五 迷惑行為等 騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は控える。また、むやみに他の利用者 の居室に立ち入らないこと。
- 六 現金等の管理 日常生活に必要な金銭の保管管理及び本人、家族が事業所に依頼した場合 は現金等の管理をすることがある。
- 七 宗教活動・政治活動 事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこ と。
- 八 動物飼育 事業所内へのペットの持ち込み及び飼育は事業所管理者に相談の上、従うこ と。

(緊急時における対応方法)

第9条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を 講ずる。

(協力医療機関ならびにサービスの提供体制の確保)

- 第10条 利用者の症状の急変等に備えるため協力医療機関ならびに協力歯科医療機関を定める。
 - 2 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、法人内の介護老人福祉施設との連携及び支援の体制を整える。

(非常災害対策)

第11条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他 の災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、 非常災害に関する具体的計画を立て、これを従業者に徹底すると共に、避難訓練及び消防 訓練を年2回以上実施する。

(身体拘束の廃止)

第12条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。
 - 一 カンファレンスの実施
 - 二 利用者本人や家族に対しての説明
 - 三 記録と身体拘束の中止に向けての再検討

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するためにの従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 委員会の定期的な開催及びその結果の周知
 - (4) 虐待の防止のための指針の整備
 - (5) その他虐待予防のために必要な措置
- 第14条 従業者の資質向上のために、内部研修・外部研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用 者からの苦情等に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し、改善に努め る。
- 第16条 利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供 に伴い、当事業所の責に帰すべき事由によって賠償すべき事故が発生した場合は、速やか に損害賠償を行う。
- 第17条 この規程に定める事項の他、運営について必要な事項は、管理者が定める。

附則

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年9月1日から施行する。
- この規程は、平成19年1月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 7月1日から施行する。
- この規定は、令和 4年 7月1日から施行する。